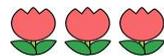


古賀市学童保育所入所申込のご案内



本市では、放課後等に保護者が就労等により家庭が留守の常態となっている小学生の児童に対し、授業の終了後等に、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るために、学童保育所を実施しております。入所を希望される方は以下をお読みのうえ、お申込みください。

●学童保育所の対象者

市内の小学校に在籍する児童で、保護者の就労、入院等の理由により放課後等に留守家庭となっている児童。下記条件を満たしていることが必要です。

なお、これらの条件を満たしていない場合、もしくは満たさなくなった場合は入所および通所できません。

入所理由	詳細事項
・就労	自宅外で仕事をしていて保育できない場合。 就労時間が 15 時以降終了かつ週 3 日以上勤務 ※ 「手伝い」は就労に含みません 親族経営会社の就労は就労相当の賃金支給が必要です
・自営業者	自宅内で日常の家事以外の労働をしていて保育することができない場合 営業時間は上記就労時間の条件と同じです。
・出産	母親の出産で保育できない場合 出産予定日の 6 週前の日が属する月の初日から、産後 2 ヶ月後の日が属する月の末日まで
・病気	保護者の心身に障がいがあり、保育できない場合
・介護	同居の親族を常時介護していて、保育する方がいない場合
・就学	就学および技能修得で保育する方がいない場合 (就学時間は上記就労時間の条件と同じです。)
・就労予定	仕事を探している場合。 (入所後、入所月同月 20 日までに就労証明書提出が条件) 4 月入所申請の際のみ 3 月 20 日までに就労証明提出が条件 (新 1 年生・未就学児がいる世帯は 4 月 20 日までに提出)

●学童保育所の開所・閉所時間等

開所日	月曜日～金曜日	授業終了後～18時
	土曜日・春夏秋冬長期休み	8時30分～18時
お休み：日曜・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）		

※災害やインフルエンザ等の理由で、学校が学級閉鎖等になる場合は、学童も同様の扱いになります。

※8月13日、14日、15日は、学童が休みになることがありますので、事前にご確認ください。

※仕事等の都合により、延長保育(19:00 まで)を希望される方は、直接学童保育所にてお申し込みください。

延長保育は別途延長保育料（1回 800 円）がかかります。（実施については事前に学童へご確認ください。）

※ 児童の安全確保のため、原則として保護者によるお迎えをお願いします。

●学童保育所の連絡先等 ※各学童保育所は小学校の敷地内にあります。 ※H29.9月現在

学童保育所名	学童連絡先	定員	運営委託先
青柳学童	092-944-6026	85	(福) 雅の児会 (五所保育園) 092-942-4422
古賀東学童	092-942-7844	80	
小野学童	092-946-2047	95	(学) すずき学園 (花鶴丘幼稚園) 092-944-1023
花鶴学童	092-943-1235	160	
古賀西学童	092-944-4880	100	(福) 光会 (花見光保育園) 092-944-1152
花見学童	092-943-1910	85	
千鳥学童	092-944-2241	80	(学) 伊豆学園 (天照幼稚園) 092-942-6744
舞の里学童	092-942-4502	55	

●学童保育所負担金 (学童保育料)

区 分		保 育 料
同世帯から2人以上が入所し、そのうち3年生以下の児童が含まれる場合	3年生以下の最年少入所児童	6,000円
	上記以外の入所児童一人当たり	4,000円
上記以外の場合	3年生以下の入所児童一人当たり	6,000円
	4年生以上の入所児童一人当たり	4,500円

※就学援助対象者は学童保育料が軽減されます。

(毎年6月下旬頃に学校教育課で就学援助申請を受付ますので、対象者は申請してください。)

・支払い方法と納付期限

銀行等の口座振替利用をお願いします。

※口座振替の申込は古賀市内の金融機関にて手続きをお願いします。

納付期限は原則として当月末日です。(ただし、12月と3月は25日です。)

月末日が土日祝日と重なる場合は、納付期限が翌日、翌々日に変更になります。

(例) 月末31日日曜日の場合、納付期限は翌月の月曜日1日になります。

・上記以外にお支払いいただくもの

おやつ代(月2,000円程度)、保護者会費、保険料(400円/年)

各学童保育所にてお支払いください。支払方法等につきましては直接学童保育所へお尋ねください。

・注意点等

- * 保育料は納期限内に必ずお支払いください。3ヶ月以上滞納された場合は、退所の対象となります。(入所期間中の保育料等については納付となります。)

● 学童保育所の申込みと入所までの流れ

	次年度入所一斉申込み	年度途中申込み
対象者	次年度に入所を希望する児童	年度の途中で保育が必要となった場合
申込み期間	<p>12月1日から中旬 期間内提出厳守して下さい</p> <p>※行事予定表・HP等で募集の案内をします。 提出先： 新1年生・新規 → 学校教育課、 現在通所の方 → 学童保育所へ 申請書を提出してください。</p>	<p>入所を希望する月の前月 20 日まで</p> <p>※ 前月 20 日までに必要書類を学校教育課まで提出してください。</p>
入所検討	1 月～2 月に実施	毎月 20 日以降
保護者へ連絡		毎月 20 日以降 入所可否について電話連絡をします。
入所説明	学童保育所にて説明会がありますので参加をお願いします（3月中）	上記電話連絡後、学童保育所での説明を受けていただきます。
入所決定通知	2 月中旬に内定通知を送付します。 4 月上旬までに決定通知書（金額）を送付。	入所月初め 決定通知書を送付。
入 所		

※ 学童保育所の入所は、原則月初めです。

入所を希望される場合は、入所希望月の前月 20 日までに必要書類をすべて提出してください。
 就労予定での入所の場合は、入所月の 20 日までに就労証明書を提出が入所条件です。
 （提出ない場合は、1 ヶ月で退所となりますので、申請時にはご注意ください）

※ 育休復帰は復帰日が月の前半、後半のどちらかに属するかで入所申込可能月を判断します。

- ・月の前半（1 日～14 日）育休復帰・・・前月の入所
 （例）11 月 1 日復帰 → 10 月からの入所申請可能
- ・月の後半（15 日～31 日）育休復帰・・・当月の入所
 （例）11 月 20 日復帰 → 11 月からの入所申請可能
- ・申請時に、就労証明書の復帰日（予定日）の証明記載が必要です

（裏面に続きます）



● 入所申込み時の必要書類

- ① 学童保育所入所申込書 <様式第1号>
- ② 学童保育所児童台帳 <様式第2号>
- ③ 入所理由証明書及び申立書 (同世帯の20～60歳の方の全員分が必要)

入所理由	提出書類
・ 就労	・ 「入所理由証明書及び申立書(①就労証明書及び復職証明書)」
・ 自営業	・ 自営の場合「入所理由証明書及び申立書②営業申立書」 ・ 農業の場合「入所理由証明書及び申立書⑤農業申立書」
・ 出産	・ 「入所理由証明書及び申立書③病気等申立書」 ・ 「出産予定証明書」母子手帳出産予定日欄のコピー ※該当：母親の出産で保育できない場合 (出産予定日前6週間、産後8週間の該当月中)
・ 保護者の疫病など 保護者の心身に障がいがあり同居の 親族等も保育することができない場合	・ 「入所理由証明書及び申立書③病気等申立書」 ・ 「診断書」 ※障がい者手帳をお持ちの方は手帳のコピー
・ 介護 同居の親族を常時介護して保育する方 がいない場合	
・ 就学 就学および技能修得で保育する方 がない場合	・ 「入所理由証明書及び申立書③病気等申立書」のその他 ・ 在学証明書 ・ 時間割等週の授業時間がわかるもの
・ 就労予定	・ 「入所理由証明書及び申立書④就労予定申立書」 (入所後、入所月同月20日までに就労証明書提出が条件) ・ 4月入所申請の際のみ3月20日までに就労証明提出が条件 (新1年生・未就学児がいる世帯は4月20日までに提出)

● 退所するとき

月末退所となります。退所希望月の20日までに「退所届」を提出ください。

例) 8月末退所希望 →8月20日までに提出

用紙は、学校教育課にて配布しています。または古賀市のHPからダウンロードしご利用ください。

提出先：古賀市役所 学校教育課 ※申請には印鑑が必要です

● お願い・その他

*仕事を辞めた場合や転職した場合等、家庭の状況が変わった場合は、必ずご連絡ください。

*年度途中に入所理由の再確認をおこないますので、「入所理由証明書及び申立書」の再提出をお願いします。(夏頃予定)

*学童保育所に関するご意見・ご要望があれば、下記連絡先にご相談ください。



<連絡先>	〒811-3192 古賀市駅東1-1-1
	古賀市教育委員会 学校教育課 指導係
	TEL 092-942-1348